

## 桜宮共同艇庫及び管理棟使用料規程

平成24年2月15日

一般社団法人大阪ボート協会

### 1. 目的

この規程は、大阪ボート協会が管理する桜宮共同艇庫及び管理棟（大阪市都島区中野町一丁目桜宮公園内）の使用料について定める。

### 2. 使用料

- (1) 桜宮共同艇庫に艇を保管する者は、施設管理経費及び納艇数をもとに理事会が定める使用料を納めるものとする。理事会は、使用料を変更する場合には、変更後使用料の適用時期は4月以降とし、その前年の10月末までに変更後使用料を使用者に通知する。
- (2) 前項の使用料の支払い期限は、原則として4月～翌年3月までの使用料について、当年11月末日とする。
- (3) 前項により支払うべき使用料を翌年3月末日までに納入しなかった場合は、延滞（翌年4月1日から納入の日まで）の日数に応じて年5%相当の延滞利息を付加して支払うものとする（別図参照）。ただし、災害などやむを得ない事情が認められる場合には、理事会の決定により延滞利息を減免することができる。
- (4) 第1項から前項の規定については、当協会と艇庫使用者との間で艇庫の使用に関する契約を締結した場合には、その契約内容に準拠するものとする。

### 3. その他

この規程の改廃は、理事会において定める。

